

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当金庫は、お客様の抱えている経営課題を十分に把握したうえで、その課題解決に向けて真摯に取り組むとともに、預金や融資などの従来からの金融サービスの提供に留まらず、ビジネスマッチングの取組み、コンサルティング業務といった中小企業の経営支援活動を推進します。

b. IT 実装支援

取引先のデジタル化のレベルは様々であり、デジタル化・DX実現に向けた支援に当たってはデジタル化のレベルに応じた支援をしていきます。

c. 専門人材マッチング

「新現役交流会」への参加や「地域の人事部」との連携により、専門人材（経営管理層や管理職クラス）のマッチングを推進し、取引先の持続的な成長を支援します。

d. グリーン化の取組

取引先のカーボンニュートラル（CN）の取組を進めるにあたっては、①CNについて知る②排出量等を把握する③排出量等を削減する、の3ステップで支援します。

e. 健康経営に関する取組

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定しました。

- ・男性職員の育児休業取得率10%以上を目指します。
- ・年次有給休暇の取得について、一人あたり年間平均11日以上を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、取引事業者の適正な利益を含み、取引事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

取引代金は取引における適正な支払期限までに現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当金庫は2020年4月にSDGs宣言を公表し、地元長岡市のまちづくり指針や、人材育成の理念となっている「米百俵の精神」・当金庫の経営方針に基づき、地域金融機関としての事業活動を通じて、持続可能な地域社会、地域環境、地域経済の実現に貢献します。

「経営方針」

顧客の繁栄と地域社会発展のために貢献します

健康経営を堅持し調和ある発展に努めます

職員の資質向上を図り明るい店づくりを進めます

2024年4月1日

長岡信用金庫

理事長 佐藤 光一